

報告事項① 令和6年度（2024年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について

(単位：千円)

区 分		令和6年度 決算見込額	令和5年度 決 算 額	比 較	
入	1 国民健康保険税	医療給付費分現年課税分	4,320,154	4,365,409	△ 45,255
		医療給付費分滞納繰越分	97,483	101,473	△ 3,990
		後期高齢者支援金分現年課税分	1,408,055	1,409,941	△ 1,886
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	30,800	31,336	△ 536
		介護納付金分現年課税分	542,745	547,017	△ 4,272
		介護納付金分滞納繰越分	15,837	16,075	△ 238
		計	6,415,074	6,471,251	△ 56,177
	2 使用料及び手数料	0	0	0	
	3 国庫支出金	災害臨時特例補助金	119	128	△ 9
		出産育児一時金臨時補助金	0	859	皆減
社会保障・税番号制度システム整備費等補助金		17,167	243	16,924	
計		17,286	1,230	16,056	
4 県支出金	普通交付金	23,631,047	23,727,892	△ 96,845	
	特別交付金	691,947	574,175	117,772	
	健康増進事業補助金	69	86	△ 17	
	計	24,323,063	24,302,153	20,910	
5 財産収入	2,995	2,750	245		
6 繰入金	保険基盤安定繰入金	1,685,241	1,763,657	△ 78,416	
	一般会計繰入金	678,274	623,607	54,667	
	基金繰入金	1,008,017	1,517,383	△ 509,366	
	計	3,371,532	3,904,647	△ 533,115	
7 繰越金	132,064	60,794	71,270		
8 諸収入	142,893	151,158	△ 8,265		
歳 入 合 計		34,404,907	34,893,983	△ 489,076	
出	1 総務費	総務管理費	449,897	384,560	65,337
		徴税費	38,836	34,523	4,313
		運営協議会費	153	198	△ 45
		計	488,886	419,281	69,605
	2 保険給付費	療養給付費	20,097,582	20,387,377	△ 289,795
		療養費	163,129	166,834	△ 3,705
		審査支払手数料	69,888	71,183	△ 1,295
		高額療養費	3,221,068	3,173,480	47,588
		高額介護合算療養費	3,172	3,027	145
		移送費	0	10	皆減
出産育児一時金		81,802	85,381	△ 3,579	
葬祭費		23,950	23,100	850	
傷病手当金		64	378	△ 314	
計	23,660,655	23,910,770	△ 250,115		
3 国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	6,421,652	6,579,939	△ 158,287	
	後期高齢者支援金等分	2,410,105	2,498,115	△ 88,010	
	介護納付金分	828,756	863,179	△ 34,423	
	計	9,660,513	9,941,233	△ 280,720	
4 保健事業費	特定健康診査等事業費	178,573	186,924	△ 8,351	
	保健衛生普及費	10,338	8,863	1,475	
	疾病予防費	90,776	89,909	867	
	計	279,687	285,696	△ 6,009	
5 基金積立金	2,995	2,750	245		
6 公債費	0	0	0		
7 諸支出金	112,317	62,189	50,128		
歳 出 合 計		34,205,053	34,621,919	△ 416,866	
歳入歳出差引残高		199,854	272,064	△ 72,210	

決算見込みの説明（歳入）

（単位 千円）

区 分	令和6年度 決算見込額	説 明
1 国民健康保険税	6,415,074	調定額 6,837,608 収入歩合 93.82%
医療給付費分（現年）	4,320,154	調定額 4,441,486 収入歩合 97.27%
医療給付費分（滞繰）	97,483	調定額 265,269 収入歩合 36.75%
後期支援金分（現年）	1,408,055	調定額 1,446,852 収入歩合 97.32%
後期支援金分（滞繰）	30,800	調定額 78,563 収入歩合 39.20%
介護納付金分（現年）	542,745	調定額 563,056 収入歩合 96.39%
介護納付金分（滞繰）	15,837	調定額 42,382 収入歩合 37.37%
2 使用料及び手数料	0	
3 国庫支出金	17,286	
災害臨時特例補助金	119	東日本大震災に係る一部負担金免除及び保険税減免に対する国庫補助
出産育児一時金臨時補助金	0	一時金支給額の引上げに伴う国庫補助
社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	17,167	マイナンバーカードの健康保険証利用申込等を勧奨するパンフレット・リーフレット等の作成・送付に対する国庫補助
4 県支出金	24,323,063	
普通交付金	23,631,047	保険者給付費負担の交付金
特別交付金	691,947	運営努力に応じた交付金 保険者努力支援分194,331 特別調整交付金分120,966 県繰入金318,386 特定健康診査等58,264
健康増進事業補助金	69	
5 財産収入	2,995	国民健康保険基金利子
6 繰入金	3,371,532	
保険基盤安定繰入金	1,685,241	
一般会計繰入金	678,274	一定のルールに基づく一般会計からの繰入 未就学児均等割保険税軽減分15,441 産前産後保険税繰入金3,426 福祉波及分81,291 出産育児一時金54,579 職員給与費等453,168 財政安定化支援事業70,369
基金繰入金	1,008,017	国民健康保険基金からの繰入
7 繰越金	132,064	前年度からの繰越金
8 諸収入	142,893	保険税延滞金、第三者納付金、返納金、弁償金、保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金等
歳 入 合 計	34,404,907	

決算見込みの説明（歳出）

（単位 千円）

区 分		令和6年度 決算見込額	説 明
歳 出	1 総務費	488,886	
	総務管理費	449,897	職員人件費（39人） 259,720 嘱託報酬等（12人） 45,304 役務費 39,416 電算事務負担金 62,840 連合会負担金 24,120
	徴税费	38,836	賦課経費 9,436 徴税経費 29,400
	運営協議会費	153	
	2 保険給付費	23,660,655	
	療養給付費	20,097,582	
	療養費	163,129	
	審査支払手数料	69,888	診療報酬明細書審査支払手数料等
	高額療養費	3,221,068	
	高額介護合算療養費	3,172	
	移送費	0	
	出産育児一時金	81,802	164 件
	葬祭費	23,950	479 件
	傷病手当金	64	2 件
	3 国民健康保険	9,660,513	
	事業費納付金		
	医療給付費分	6,421,652	被保険者の医療給付費に係る納付金
	後期高齢者支援金等分	2,410,105	被保険者の後期高齢者支援金等に係る納付金
	介護納付金分	828,756	介護納付金に係る納付金
	4 保健事業費	279,687	
特定健康診査等事業費	178,573	特定健康診査委託料 159,196 特定保健指導委託料 1,604	
保健衛生普及費	10,338	保養施設利用補助（2,000円×711件） 1,422	
疾病予防費	90,776	人間ドック検診費補助金 日帰り（4,111件） 86,331 1泊2日（81件） 2,430 脳（74件） 1,998	
5 基金積立金	2,995	国民健康保険基金積立金	
6 公債費	0		
7 諸支出金	112,317	保険税還付金、返還金等	
歳 出 合 計	34,205,053		

被保険者数・療養諸費等に関する調べ

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保険者	被保険者数<年間平均>	78,024人 (98.2%)	76,117人 (97.6%)	72,924人 (95.8%)	69,569人 (95.4%)	66,435人 (95.5%)
	世帯数<年間平均>	49,563世帯 (99.4%)	48,946世帯 (98.8%)	47,699世帯 (97.5%)	46,160世帯 (96.8%)	44,728世帯 (96.9%)
療養諸費	金額	23,170,838千円 (96.6%)	24,244,533千円 (104.6%)	24,291,068千円 (100.2%)	23,730,719千円 (97.7%)	23,484,951千円 (99.0%)
	1人当り費用額	296,971円 (98.4%)	318,517円 (107.3%)	333,101円 (104.6%)	341,111円 (102.4%)	353,503円 (103.6%)
国保税	調定額 <医療給付費分:現年分>	5,427,081千円 (97.6%)	5,302,319千円 (97.7%)	4,710,232千円 (88.8%)	4,487,490千円 (95.3%)	4,441,486千円 (99.0%)
	1人当り調定額	69,557円 (99.4%)	69,660円 (100.1%)	64,591円 (92.7%)	64,504円 (99.9%)	66,855円 (103.6%)

※1 療養諸費は療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の合計額

※2 表中の下欄( )は対前年比

## 報告事項② 国民健康保険資格確認書等（旧被保険者証等）の交付状況について

国民健康保険法施行規則第7条の2第1項の規定に基づき、被保険者資格の再確認を行うため、毎年8月1日から翌年の7月31日までの1年更新で資格確認書等（旧被保険者証等）を交付しています。

### 資格確認書等（旧被保険者証等）の交付状況

（単位：人）

令和6年度まで		令和6年度 (R6.7末)	令和7年度更新時 (R7.7.7発送時点)
被 保 険 者 証	資格情報のお知らせ (マイナ保険証あり)	67,035 (99.76%)	38,896 (60.35%)
	資格確認書 (マイナ保険証なし)		21,973 (34.10%)
資 格 証 明 書	資格情報のお知らせ (特別療養費※1)	135 (0.20%)	85 (0.13%)
	資格確認書 (特別療養費)		135 (0.21%)
特別療養費該当世帯の一般割合 適用者※2		27 (0.04%)	56 (0.09%)
資格情報のお知らせ更新対象外 ※3			3,298 (5.12%)
計		67,197 (100%)	64,443 (100%)

#### ※1 特別療養費該当（旧資格証明書該当）

事業の休廃止や病気など、国保税を納付することができない特別な事情がないのにもかかわらず、1年以上滞納している世帯が該当します。

医療機関にかかるときには医療費が一旦全額自己負担となり、後日申請により患者負担分を除いた額が払い戻されます。

#### ※2 特別療養費該当世帯の一般適用者（旧資格証明書世帯の短期被保険者証）

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、特別療養費該当世帯の高校生世代以下（18歳以下）の方に対し、一般の負担割合を適用しています。

従前は有効期間6か月の短期被保険者証を交付していましたが、法改正に伴う短期証廃止により有効期限は最長で1年間となります。

#### ※3 資格情報のお知らせ更新対象外

資格情報のお知らせは、負担区分の見直しが毎年必要となる70歳以上の前期高齢者を除き有効期限がありません。そのため70歳未満の被保険者は、一度資格情報のお知らせが交付されると記号番号等の保険資格情報に変更がない場合、更新の対象外となります。

### 報告事項③ 特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について

被保険者の健康増進に寄与するため、市内指定医療機関における個別健診や各地域の保健センターなどで集団検診を実施しています。また、特定健診の審査結果に基づき、必要と認められる対象者に特定保健指導を実施しています。

●受診者の状況（法定報告数値 ※特定健診には人間ドック受診者数も含む）

区 分	令和4年度			令和5年度		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
特定健康診査	49,671	18,468	37.2	47,282	18,430	39.0
【参考】群馬県全体	288,965	119,724	41.4	274,218	114,323	41.7
特定保健指導	2,173	343	15.8	2,067	399	19.3
【参考】群馬県全体	14,125	2,690	19.0	13,220	2,528	19.1

### 報告事項④ 人間ドックの受診者の状況について

被保険者の健康増進に寄与するため人間ドック受診者に対して検診料の一部を助成しています。

●受診者の状況（募集期間：5月上旬～12月下旬）

ドック種別	R4年度 (人)	R5年度 (人)	R6年度 (人)	R7年度 6月末申請者 (人)	助成金額（検診総額）
日帰り	4,116	4,036	4,111	2,452	21,000円（37,400円）
1泊	94	87	81	48	30,000円（66,000円）
脳	104	94	74	38	27,000円（55,000円）
合 計	4,314	4,217	4,266	2,538	

※受診期間：5月中旬から翌年2月まで

### 報告事項⑤ 保養施設利用助成実績について

心身のリフレッシュを通じて健康増進を図るため、国保被保険者が保養施設に宿泊する場合、1人1泊につき2,000円を補助します。

●利用実績

（単位：人）

保養施設	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度 6月末利用 申請
ゆうすげ元湯 など4施設	1,058	754	711	137

## 報告事項⑥ 高額療養費支給申請手続の簡素化について

### (1) 高額療養費制度とは

高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

### (2) 申請手続の簡素化への流れ

これまでは、高額療養費の支給対象となった場合、その都度支給申請書を提出する必要がありましたが「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第49号）」が令和3年3月に公布されたことにより、市町村は独自の定めを設けることで手続を簡素化することが可能となりました。

以降、システムの改修が課題となっていましたが、今年度7月末からの標準準拠システムへの移行に伴い、新システムで高額療養費支給申請手続の簡素化の環境が整い、運用を開始するものです。今後は振込先口座を一度登録していただければ、原則自動で支給手続（手続の簡素化）が行われます

### (3) 今後の動き

高額療養費の支給対象となる方には、国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化用振込先口座登録申請書（以下「簡素化申請書」という）を同封して通知します。簡素化申請書を提出すると今後の支給申請書の提出が不要となり登録した口座へ自動的に振り込みます。ただし、国保税に滞納があった場合や、指定された振込先口座に高額療養費を支給できなくなったとき等は、手続の簡素化は停止になります。

### (4) 申請開始月

令和7年8月通知分から

## 報告事項⑦ 子ども・子育て支援金制度について

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月5日に成立、同12日に公布されたことに伴い、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年度から段階的に運用が始まります。

### (1) 制度の概要

少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料(税)とあわせて子ども・子育て支援金を拠出する制度。

### (2) 制度の主な内容

- ・政府は、令和8年度から毎年度、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収する。医療保険者は、支援納付金を納付する義務を負う。
- ・国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を追加する。税率等(所得割・資産割・均等割・平等割)は、医療分等と区分して規定する。
- ・低所得者の減額措置、18歳以下の者の支援金均等割額の全額軽減措置を講じる。

### (3) 納付金の医療保険者間の按分

※令和10年度の見込み

子ども・子育て支援納付金の総額		
↓医療保険料負担総額により按分		
後期高齢者 【8.3%】	その他(現役世代)	
	↓加入者数により按分	
国民健康保険 【23%】	被用者保険	
	↓総報酬により按分	
	協会けんぽ 【30%】	健保組合 【28%】
		共済組合 【10%】

### (4) 支援納付金に関する試算

支援納付金の総額は、令和8年度約6,000億円、9年度約8,000億円、10年度約1兆円として試算。

※こども家庭庁支援金制度等準備室資料より抜粋

	加入者一人当たりの支援金平均見込み月額		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円(450円)	400円(600円)	500円(800円)
市町村国民健康保険	250円(350円)	300円(450円)	400円(600円)
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円

※被用者保険の( )内は被保険者一人当たり。市町村国民健康保険の( )内は一世帯当たり。

### (5) 高崎市国保の動向

令和7年度の納税通知書に同封のお知らせに制度の案内を掲載しました。税率等については、今年度中に当運営協議会に諮問させていただく予定です。